

# 平成23年度千歳市予算編成方針

## 1 日本経済と国の動向

日本経済は、平成22年度において、当面は弱めの動きも見込まれるものの、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に、景気が持ち直していくことが期待される一方で、海外景気の下振れ懸念や為替レート・株価の変動などにより、景気がさらに下押しされるリスクが存在し、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要とされております。

また、北海道の景気については、住宅投資は着実に持ち直しているほか、設備投資は低水準ながらも増加しており、個人消費は持ち直しの動きが続いている一方で、輸出は基調として増勢が鈍化しているとともに、公共投資は大幅に減少し、生産は持ち直しの動きが鈍化しており、雇用環境は緩やかに持ち直しているほか、所得環境は厳しい状況が続いているものの、改善の動きがみられるなど、厳しさを残しつつも、持ち直しを続けております。

国の財政状況については、平成22年度予算でも公債依存度が48.0%にも及び、国・地方を合わせた長期債務残高は本年度末において862兆円となり、GDP比では181%に達すると見込まれるなど、極めて深刻な状況であります。

このような中、国は、平成23年度予算編成にあたり、強い経済、強い財政、強い社会保障の一体的実現に主眼を置いた「新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）」の目標とする経済成長や国民生活の質の向上を実現し、元気な日本を復活させるため、「概算要求組替え基準（平成22年7月27日閣議決定）」を定め、財政規律を維持しつつ、国民目線・国益に立脚した予算構造に改めるため、各府省に一律1割の削減を求める一方で、「元気な日本復活特別枠」を設け、政策コンテストにより予算を配分することなどにより、概算要求がなされたところであります。

また、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（平成22年9月10日閣議決定）」に基づき、平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費の活用や、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月8日閣議決定）」の実施に向けた補正予算編成の動きなど、今後も、国の動きに注視していく必要があります。

## 2 地方財政を取り巻く環境

平成23年度予算の概算要求における総務省の地方財政収支見通しの仮試算では、本年度よりも3千億円増の82兆4千億円が見込まれたところであります。

このうち歳入については、臨時財政対策債で2千億円（2.8%）の減、地方交付税は前年度とほぼ同額とされているものの、地方税で4千億円（1.3%）の増、国庫支出金で3千億円（3.2%）の増が見込まれております。

地方歳出については、給与関係経費で5千億円（2.4%）の減、投資的経費では、1千億円（0.5%）の減とされていますが、一般行政経費では補助分で8千億円、5.4%の増、単独分では1兆2千億円、8.3%の増となっております。

「財政運営戦略（平成22年6月22日閣議決定）」においては、「地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とされておりますが、財政

制度等審議会においては、地方交付税の別枠加算の縮小などが議論されているなど、今後の国の予算査定の変向によっては、地方交付税の縮小も懸念される状況であります。

また、「地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）」においては、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える「一括交付金」にすることとされ、平成23年度から導入することとされておりますが、制度設計については、国と地方の役割分担や地方の事業実施体制のあり方等を踏まえ、地域主権戦略会議を中心に関係府省とともに検討し、予算編成過程を通じて決定することとされているなど、国における検討状況に注視しなければならない状況にあります。

このほか、「地域主権戦略大綱」においては、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、地方税財源の充実確保、直轄事業負担金の廃止、地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）などが位置付けられており、地方行財政を取り巻く環境が大きく変化しようとしております。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、「健全化判断比率」を公表し、地方自治体の財政の健全性を明らかにするほか、「地方公会計改革」として、普通会計の財務4表と公営企業、土地開発公社、外郭団体、第3セクターなどとの連結財務4表の公表が義務づけられるなど、財政情報等の公開の徹底、財政規律の確保などがより一層求められております。

### 3 千歳市の財政状況

当市の財政状況については、平成23年度の歳入では、国の概算要求における地方交付税が前年度とほぼ同額となっているものの、当市の普通交付税は平成22年度を下回るが見込まれ、景気回復の動きはあるものの、公務員など給与所得者の収入減による市民税の減など市税収入の伸びは見込まれず、各種譲与税や交付金の伸びも期待できないなど、極めて厳しい状況となっております。

一方、歳出では、起債償還金利子、道営畑地帯総合土地改良事業、長期総合計画策定業務経費などで減少が見込まれるものの、環境センター管理運営業務経費、生活保護事業費、自立支援給付事業費のほか、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金など、高齢化等の進展による医療費をはじめとする社会保障関係費や、職員費などの義務的経費の増加に加え、各種公共施設の維持補修費や特別会計などに対する繰出金の増加などが見込まれ、依然厳しい環境におかれています。

「財政健全化対策」による取組により、5年間で想定されていた収支不足は解消できましたが、今後も、税収などの減収、社会保障費の増加や公共施設の更新・修繕費の増加などが見込まれることから、「千歳市財政標準化計画」に基づき、財政健全化対策により改善された収支バランスを維持しながら、地方債残高を計画的に抑制し、将来世代への負担を軽減するなど、強固で持続可能な財政基盤を確立していく必要があります。

中長期財政収支見通しでは、平成23年度において6億8千万円の歳出削減が必要であり、その後も、同程度の歳出削減が必要な状況である一方、地方交付税の伸びが見込めないことや、一括交付金の導入など、今後の国の動向によっては、さらに収支の不足が拡大することが懸念されています。

また、公共施設の維持補修や更新、耐震化などの経費については、各施設の更新時期などが到来してきている状況から年々増大してきており、優先度や経費の平準化などの課題もあります。

#### 4 予算編成の基本的な考え方

平成23年度は、市長の改選期であることを鑑み、当初予算は市政運営の基本となる経費を中心とした、いわゆる「骨格予算」としますが、一定程度の継続事業については当初予算に計上することとします。

また、財政調整上の観点から、当初予算計上以外の政策的経費、投資的経費等についても、通常の前算要求手続きを踏まえることとし、予算編成過程で骨格予算と政策予算に区分するものとします。

予算の編成にあたっては、現在の少子高齢化・人口減少社会への対応や、厳しい景気・雇用情勢への対応など直面する課題解決とともに、これまでの行財政構造改革を着実に推進し、安定した財政基盤の構築を図りながら、当市のまちの特性や資源を生かし、選択と集中による都市経営を進め、自主自立のまちづくりを目標とします。

この実施にあたっては、計画期間の初年度となる第6期総合計画の着実な推進を図ることとし、「みんなで生き生き活力創造都市ちとせ」の実現に向けて、次により編成することとします。

#### 記

- 1 予算は、1年次目となる第6期総合計画に沿ったまちづくりとして、「みんなで生き生き活力創造都市ちとせ」の実現に向け、創意工夫を重ね、次の主要施策の実現に向け取り組むこと。
  - (1) あったかみのある地域福祉のまち
  - (2) 人と地球にやさしい環境のまち
  - (3) 安全で安心して暮らせるまち
  - (4) 学びの意欲と豊かな心を育む教育文化のまち
  - (5) 活力ある産業拠点のまち
  - (6) 都市機能が充実したまち
  - (7) 市民協働による自主自立の行政経営
  
- 2 予算は、経済の動向、制度の改正などを見極めながら、確実に見込み得る財源をもって編成すること。
  
- 3 歳入の見積りにあたっては、過去の実績、平成22年度の決算見込み、国の概算要求、制度改正及び社会経済の動向等あらゆる資料・情報に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大若しくは過少見積りとならないよう十分留意すること。

多額の収入未済額を抱える歳入については、「千歳市金銭債権に関する滞納整理事務実施要綱」などにより具体的な対策を講じるなど、収納率の一層の向上に最大限の努力を傾注すること。
  
- 4 国の予算及び地方財政計画が未確定であるため、制度の新設・改正が確実なものを除き、当初予算要求は、現行制度により編成すること。

この対応にあたっては、国・道等の動向に十分留意するとともに、関係機関との連携を密にし、情報収集に努め、遅くとも12月中には、適正な予算編成に努めること。

また、国の制度等に基づくもの又は準ずる制度等については、国等の動向を的確に把握し、国の措置等に合わせ、適時見直し・改正等を行うこと。

権限移譲については、財源移譲が伴うことを必ず確認すること。

5 財政の健全性に十分配慮することとし、財源の拡充確保に最大限努力するとともに、行政全般にわたり節減合理化に徹し、事務事業の廃止・縮小も考慮した簡素・効率化を図り、施策の緊急度・優先度の厳しい選択を行い、財源の有効的活用に努めること。

6 「財政標準化計画」に基づき、平成23年度においては、財源不足分としての財政調整基金からの繰入を4億円とし、予算の重点化を図るなどメリハリある予算とする。

この達成に向け、

- (1) 第6期総合計画の着実な推進
- (2) 新規事業の厳選（緊急性のあるものを除く。）
- (3) 内部管理経費の抜本的見直しによる徹底した削減
- (4) 全事業（補助・単独）の見直し
- (5) 地方債発行額の抑制
- (6) 投資的経費の抑制
- (7) 国の制度改正などに合わせた社会保障制度等の取組み（安定した制度設計等の確立）
- (8) 基地周辺に係る障害防止対策等の推進

を基本とする。

このような方針のもとに、ローリング事業費を除く経常的経費、臨時的経費等については、各部局において、次に掲げるものを除き平成22年度当初予算の一般財源総額以下とし、臨時的経費についても、緊急性等を勘案し真に必要なものを厳選すること（ゼロシーリング）。

- (1) 人件費（臨時的任用職員は含まない。）、公債費及び扶助費
- (2) 平成22年度で終了する経費（リース料、臨時的修繕等を含む。）
- (3) 債務負担行為等により当該年度の支出額が確定しているもの
- (4) 新たに予定している事業のうち一般財源が500万円以上の臨時的経費等
- (5) 燃料単価の変更による需用費（燃料費）の増減分
- (6) 予備費及び過年度税等還付金

また、広告料収入の確保については、引き続き積極的に取り組むものとし、「広告事業導入基本方針」による広告事業の取組みにより生じた広告料収入は、部局ごとの一般財源に上乗せできるものとする。

7 事前評価の対象となっている新規事業（ソフト100万円以上、ハード300万円以上）で、事前評価表を提出していない事業については原則認めない。

また、一般財源500万円未満の新規事業の一般財源は、部局別枠の範囲内で調整すること基本とする。

8 投資的経費については、緊急性・市民要望・投資効果等を勘案し、再編交付金、調整交付金の活用、補助・起債等財源の見通しを十分検討のうえ、厳選すること。

特に、ローリング事業にあつては、当該事業に伴う一般財源額の範囲は「財政標準化計画」に掲

げる5億円とすること。

また、「土地開発公社の経営健全化計画」との整合性などに留意すること。

- 9 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率の改善に向け、公債費の抑制などに努めることとし、地方債発行額については、「財政標準化計画」に基づき、臨時財政対策債等特例債を含め、平成23年度償還予定の公債費の元金償還額を上限とする。
- 10 行政改革については、行政改革推進本部での決定事項等を着実に予算に反映すること。  
また、行政評価による事務事業評価の結果などにより改善が必要とされた事業等については、予算措置等も踏まえ、適切に見直しを図ること。
- 11 「公益法人見直し方針」の趣旨を勘案し、適切に見直しを図ること。
- 12 「みんなで進める千歳のまちづくり条例」施行に伴い、市民・団体との連携や企業の活力の活用等による相乗効果の検証、協働可能な事業の模索などに積極的に取り組むこと。  
この場合、ボランティア保険など当該活動に伴う必要な措置を行うこと。  
また、他の自治体や民間との連携・協働についても、積極的に検討すること。
- 13 補助金等の全般的な見直しについては、実施を見送ってきているが、現状の補助金等についても、前年度実績を安易に計上することなく、市民説明や情報開示ができるよう、規則、要綱、要領の制定などにより、補助の目的、補助対象経費などの明確化を図るとともに、交付団体等の決算状況などを精査の上、適切に対処すること。
- 14 公共施設の維持補修費等については、「公共施設更新・改修等計画」等により、統廃合を含めた当該施設の今後のあり方、建替え時期等を十分検討し、再編交付金、リニューアル事業などの財源確保を図ること。
- 15 平成23年度で終了する「公共施設の指定管理者に係る協定」に係る平成24年度からの債務負担行為の設定は、設定期間の検証などを行った上で、当初予算で措置すること。
- 16 財政健全化対策期間において「凍結」とした事務事業については、単純に健全化対策期間終了をもって凍結解除とはせず、当該事業の必要性、緊急性、社会経済状況の変化などを改めて検証のうえ、廃止・縮減を含め当該事務事業のあり方を検討すること。
- 17 予算編成事務の具体的事項については、「平成23年度予算編成事務要領」によるものとする。

## 千歳市財政標準化計画

### ◎財政標準化計画の趣旨

少子高齢化の進展などにより、税金などの減収、社会保障費の増加や公共施設の更新・修繕費の増加などが見込まれることから、平成22年度以降の財政運営については、財政健全化対策により改善された収支バランスを維持しながら、地方債残高を計画的に抑制し、将来世代への負担を軽減するなど、今後も、現状のサービス水準を維持・継続すること目指し、長期的な視点に立って財政運営の目指すべき目標像を掲げ、強固で持続可能な財政基盤を確立する。

### ◎財政標準化計画の目標

#### 1 収支バランスの維持

- 当初予算の収支不足（財政調整基金繰入）の水準 4億円
- ローリング事業費一般財源枠 5億円

#### 2 債務改革

- 地方債発行額の抑制（上限額の設定）
  - ・平成22年度・23年度 当該年度の公債費の元金償還額
  - ・平成24年度～26年度 25億円
  - ・平成27年度～32年度 20億円

### ◎中長期財政収支見通し（平成22年度版）

- ・中期目標期間：平成22年度から平成26年度まで
- ・長期目標期間：平成27年度から平成32年度まで

【財政収支見通し：一般財源】

（単位：百万円）

目標期間	中期目標期間					長期目標期間					
	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
歳入一般財源	22,403	21,946	21,917	21,897	21,959	21,731	21,760	21,820	21,748	21,779	21,811
歳出一般財源	22,310	23,026	23,362	23,471	22,724	22,989	22,803	22,800	22,807	22,983	23,190
差引	93	-1,080	-1,445	-1,574	-765	-1,258	-1,043	-980	-1,059	-1,204	-1,379
事前評価、枠配分、査定等減額	—	-680	-1,045	-1,174	-365	-858	-643	-580	-659	-804	-979
収支不足額（財政調整基金繰入）	-400	-400	-400	-400	-400	-400	-400	-400	-400	-400	-400

# 平成23年度千歳市予算編成事務要領

予算の編成事務は、次の事項に留意して行うこと。

なお、経常的経費及び臨時的経費については、一般財源の枠配分方式により行うが、一般財源が500万円以上の臨時的経費については、積み上げ方式で行う。

ローリング事業については、実施予定事業項目の指示による積み上げ方式により編成するものとする。

## 1 歳入に関する事項

歳入の見積りに当たっては、市財政が厳しい状況にあることから、その確保に最大限努力するものとし、法令その他の根拠に基づき、正確な積算基礎により確実な見込額を計上すること。

### (1) 市 税

国の税制改正、経済の動向等を勘案の上、積算することとし、課税客体の完全捕捉、納税に関する督促指導や滞納処分の強化などを図り、収納率向上に最大の努力をすること。

### (2) 地方譲与税、地方交付税、地方消費税などの交付金

国の地方財源対策及び制度改正の方向などを十分勘案の上、積算すること。

### (3) 分担金及び負担金

事業の性格、受益の内容等を十分検討の上、負担の適正化に努め的確に積算すること。

### (4) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に基づき、住民間の負担の公平、社会経済情勢の推移等を考慮し、見直しを行うとともに算定基準を検討するなど、常に適正な単価を設定し的確な積算をすること。

ただし、平成18年度に「使用料等受益者負担の見直しの方針」により見直しを実施したものは除くこと。

また、平成21年度決算において予算額との乖離が著しいもの（平成22年度予算も同じ。）については、その原因等を分析し、適正な見積り・積算に努めること。

### (5) 国・道支出金

国・道補助金の見直し等の動向に十分留意の上、関係機関との連絡を密にしながら的確な積算を行うこと。また、基地所在に係る関係財源については、引き続き拡充確保に努めること。

### (6) 財産収入

未利用となっている市有地の有効活用を図るとともに、今後において公的利用計画のない土地については、早期処分に努めること。

また、工業団地、住宅団地等の土地売払いについては、なお一層の販売促進活動に努めること。

## (7) 市 債

国の地方債計画、同意基準、事業の適債性及び充当率を考慮し、将来の財政運営への影響を十分踏まえた中で、安易に財源を起債に求めることのないよう慎重に検討の上、計上すること。

なお、「千歳市財政標準化計画」において、平成23年度の地方債発行額の上限を当該年度の公債費の元金償還額としていることに十分留意し、起債額の抑制に努めるとともに、後年次の地方交付税措置等を勘案して対象事業の選択を行うこと。また、ローリング事業に係る地方債措置に当たっては、対象事業の適否や充当額などについて、あらかじめ財政課と協議の上、措置すること。

## 2 歳出に関する事項

現下の厳しい財政状況を勘案し、人件費等の抑制や内部管理経費等の見直しを徹底すること。

ローリング事業を除く経常的経費及び臨時的経費については、各部局において、予算編成方針に定めた部局別枠配分方式による要求とし、新規事業にあつては、行政評価（事前評価）をもとに事業の必要性、緊急性等を十分検討すること。また、既往の予算にとらわれることなく全事務事業について、ゼロベースからの検討・見直しを図ることとし、一般財源の増加を招くことのないよう留意すること。

### (1) 報 酬

第1・2種非常勤職員は「非常勤職員等の報酬表・臨時的任用職員の賃金表」（以下単に「賃金表」という。）により計上すること。また、厳格な職員配置により抑制に努めること。

### (2) 共済費

第1・2種非常勤職員及び臨時職員を任用する場合は、賃金表による保険料を計上すること。

### (3) 賃 金

日額は、賃金表により計上すること。任用に当たっては、業務量及び業務内容を精査し、前年度実績によることなく人員の削減を含めた全面的な見直しを行い、真に必要な場合に限り、最小限の人数を計上すること。また、雇用期間は6か月以内とすること。

### (4) 旅 費

業務の必要性、効果を十分検討し、日程・回数・人数等を必要最小限にとどめ、前年度実績によるなど安易な計上は厳に慎むこと。

また、同一業務に係る会議等への出張は、やむを得ない場合を除き1名とすること。

なお、各種審議会、委員会等の道外視察、道外研修及び職員の海外研修は、凍結を継続する。

### (5) 報償費

附属機関以外の私的諮問機関（その他の会議）の委員等に係る謝礼については、「附属機関等の設置及び運営等に関する指針（ガイドライン）」に基づき原則無報酬とし、謝礼等の計上は行わないこと。

また、役務の提供や施設の利用、市政に対する協力が特にあつた者への謝意などに係る金品等の経費については、説明責任を果たすため、それぞれの積算根拠等を明らかにすること。



## (6) 交際費

行政執行上、真に必要な場合に限り、節度ある範囲で厳選して計上すること。執行に当たっては目的を明確にし、人数、経費等を必要最小限にとどめるとともに、支出基準の見直しにより削減を図ること。また、国、道等との官官に係る執行は基本的に認めない。官官の範囲は、国（地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条に規定する独立行政法人、国立大学法人等及び会社等を含む。）及び地方公共団体（地方行政独立法人を含む。）とする。

## (7) 需用費

ア 式典等に係る記念品は廃止とする。

イ 消耗品費、印刷製本費については、死蔵事務用品の活用やペーパーレス化などさらに徹底した節減に努めること。

特に、庁用資料等の作成に当たっては必要最小限とし、コピー費の節減や単価の見直しに努め、印刷についても外部印刷物の部数の見直しや庁内印刷の有効利用を図ること。

新聞・雑誌・追録等の購読は見直しを行い、経費の節減を図ること。

毎年、隔年発行の広報誌、機関誌等については、発行頻度等を再検討すること。

ウ 光熱水費については現行料金によることとし、節減を図り効率的な使用に努めること。

エ 燃料費については次の単価（税込み）により計上すること。なお、単価は原油価格の情勢を踏まえた予算単価としているが、今後の原油価格の動向、12月分の単価契約の状況等により見直す場合があるので留意すること。

(ア) ガソリン		142.800 円/リットル
(イ) 軽油		121.245 円/リットル
(ウ) 重油	4キロボリットル以上	81.900 円/リットル
	4キロボリットル未満	84.000 円/リットル
(エ) 白灯油		82.950 円/リットル

※1 重油については発注量により単価が異なるので十分留意すること。

※2 暖房等の効率化、節減に対する改善目標を立てるなど、更なる省エネルギー化を徹底すること。

オ 食糧費については行政事務上、真に必要な場合に限り節度ある範囲で厳選して計上すること。執行に当たっては目的を明確にし、人数、経費等を必要最小限にとどめ節減に努めること。

また、国及び道等との官官に係る執行は基本的に認めない。官官の範囲は(6)の交際費で示した範囲とする。なお、各種会合後の飲食を伴う懇談会の廃止を徹底すること。

## (8) 役務費

各種団体等の郵便料などは、団体の独自財源を活用すること。

また、保険料については、行政目的に係るボランティア活動などに対し、ボランティア保険への加入など必要な予算措置を講ずること。

## (9) 委託料

業務内容（日数、回数の減等）・項目を抜本的に見直し、業務に支障のきたさない最小経費による効率化に努め、改定率は△2%として計上すること。また、小規模施設等の設計業務の直営化の徹底を図るとともに、指定管理者制度の移行後のモニターの徹底などにより市民サービスや施設

管理運営の状況などを検証すること。そのほか、引き続き、地域住民やボランティア等の活用などを図ること。

#### (10) 使用料及び賃借料

会議等の会場使用については市有施設の利用を徹底し、車の借り上げ等はその必要性を十分考慮し、節減に努めるとともに、公用自転車の積極的な活用を図ること。

また、高速道路の使用は自粛し、時間や交通状況等により真に必要な場合の利用とし、特定目的以外のタクシー利用については廃止する。

#### (11) 備品購入費

事務用・庁用備品については、行政管理課と協議すること。

その他の備品は、用途・頻度等を熟慮の上、必要最小限のみ臨時費で計上すること。

#### (12) 負担金・補助及び交付金

前年度実績を安易に計上することなく、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査し、整理合理化を図り、補助金等の新設は極力抑制すること。

外郭団体等にあつては、公益法人制度改革などの動向を踏まえ、経営改善の促進を図り、補助金、委託料等の抑制を図るとともに、その公益性の確保などに向けた指導・助言等を行うこと。

外郭団体等の退職者補充については、社会的な動向などを勘案し、正職員の採用等は最小限にとどめること。また、協議会等の脱会など負担金、補助及び交付金の抜本的な見直しを図ること。

#### (13) 扶助費

国の制度の動向などの把握に努め、特に、対象人数の積算に当たっては、市全体の一般財源の配分に大きく影響することから過大に見積ることなく、十分内容を精査すること。

#### (14) 職員費

義務的経費の抑制に努めなければならない状況から、厳格な職員配置により抑制に努めるとし、給与改定の留保財源は見込まないこと。また、時間外手当は本俸総額の5%以内の計上とし、再任用制度の一時凍結、組織の統廃合を継続するとともに、業務の見直し・効率化の推進をはじめ民間活用等も含めた執行体制の見直しなどにより職員補充は最低限とするなど総人件費の縮減に努めること。

なお、平成14年度から雇用対策の一環として実施しているワークシェアリングについては、障がいのある人の雇用枠を確保し、関係部署との調整を図る。

#### (15) 維持補修費

公共施設等については、常に点検を行い適切な機能の維持に努めるとともに、補修が必要なものについては、効用を発揮する上で必要最小限のものに限り計上すること。

また、「公共施設更新・改修等計画」については、ヒアリング時に必ず提出すること。

#### (16) その他

全職員は経営者意識を持ちながら、平成24年度予算編成に向けて、歳入の確保対策、義務的

経費（人件費等）の抑制策の検討、裁量的経費の見直し（外郭団体補助金、特別会計など）、投資的経費の抑制に係る見直しを検討し、平成23年度予算においてあらかじめ必要な措置等を講ずること。

なお、予算編成前に取りまとめを行った「平成23年度予算要求額調書」の事業毎における一般財源額を超える要求は、認めない。

### 3 特別会計・企業会計

特別会計及び企業会計においても、一般会計と同一の基調により経費の節減に努めることとし、事業経営の合理化を図り、収入の確保及び経費負担の項目、算定方法の見直し等により独立採算性の確保に努め、経営の健全化をなお一層推進すること。

### 4 予算要求の入力、提出期限等について

「財務会計システム」への予算要求の入力作業に当たっては、入力漏れがないよう十分留意し、「当初歳出予算要求書」の「事業内容」及び「効果」欄については、今後の情報公開も視野に入れ、具体的に入力すること。特に、新規の事務事業等がある場合は、入力作業前に必ず財政課と協議の上、理事者の意思決定を仰ぐこと。

#### (1) 経常的経費、臨時的経費（ローリング事業費を除く。）

提出期限 平成22年10月28日（木）（入力期限：10月26日（火））

※債務負担行為がある場合は、「債務負担行為見積書」を1部提出すること。なお、平成23年度で終了する「指定管理に係る協定」に係る平成24年度からの「債務負担行為見積書」の提出期限については、12月1日（水）までとする（理由書・予算積算内訳等の資料添付）。

#### (2) 特別会計

ア 提出期限 平成22年11月4日（木）（入力期限：11月4日（木））  
土地取得事業、公設地方卸売市場事業及び霊園事業

イ 提出期限 平成22年12月13日（月）（入力期限：12月13日（月））  
国民健康保険、老人保健、介護保険及び後期高齢者医療

#### (3) ローリング事業費

提出期限 平成23年1月4日（火）（入力期限：1月4日（火））

ヒアリング 平成23年1月5日（水）から1月13日（木）まで（予定）

※特別会計及び企業会計のうち一般会計からの繰出金がある場合は、一般会計繰出金のみ10月26日（火）までに入力すること。

#### (4) その他

この要領によるもののほか、予算編成に必要な事項等については、必要な都度、財政課から通知するものとする。